

知の拠点 - 国立大学施設の充実について

- 国立大学法人の施設整備・管理運営の方針 -

平成15年7月

今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに	1
1．調査研究の背景	1
2．調査研究の概要	1
3．国と大学に求めるもの	2
第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿	3
1．教育機能の充実	3
2．研究機能の充実	4
3．産学連携の推進	6
4．キャンパス環境の充実	7
5．地域・社会との共生	8
6．国際化の推進	9
第2章 施設の整備、管理運営に関する基本方針	11
1．国と国立大学法人の役割	11
2．国の施設整備に関する基本方針	12
(1) 国立大学法人の中期計画期間における国による重点的施設整備	12
緊急整備5か年計画	13
緊急整備5か年計画後の整備	13
(2) 重点的施設整備の在り方	13
1) 重点的に整備すべき施設	13
既存施設の再生整備 - 老朽化対策 -	13
必要なスペースの確保 - 狭隘化対策 -	15
附属病院の整備	15
国の政策に対応した整備	16
2) 公的施設としての機能の確保	16
(3) 施設整備の進め方	17
1) 適切な評価に基づく施設整備	17
2) 大学キャンパスの個性化	17
3．国立大学法人に求められる施設に関する取組	18
(1) 施設マネジメントの推進	18
(2) 施設の点検・評価の推進	18
(3) 施設の維持管理の適切な実施	19
(4) 学生、教職員への意識啓発	19
第3章 施設の充実のための新たな方策	20
1．目的用途に応じた施設水準と整備計画	20
2．多様な財源の活用	21
3．学外施設の活用	22
4．卓越した施設計画・整備の促進	22
参考資料・附属資料	24

はじめに

1．調査研究の背景

国立大学等施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって重要な基盤である。現在、国立大学（短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関を含む。以下同じ。）は2,400万㎡を越える多くの施設を保有しているが、これらのうち、現行耐震基準前（昭和56年以前）に建設された建物が約1,040万㎡存在しているなど老朽化や機能の劣化が進行している。このような国立大学施設の状況を受け、文部科学省は平成13年4月「国立大学等施設緊急整備5か年計画」（以下「緊急整備5か年計画」という。）を策定し、緊急に整備が必要な施設について重点的・計画的に整備を行うとともに施設の効率的・弾力的利用を目指すシステム改革を行っている。

一方、国立大学に関しては、大学改革の一環として、平成16年4月を目途に法人化すべく関連法令の制定等の作業が進められている。

このような国立大学の施設の現状や法人化という状況を踏まえ、本調査研究においては今後の国立大学施設の整備充実を図るための施設整備、管理運営等について審議を行い、本報告書を取りまとめた。

2．調査研究の概要

本調査研究では、まず、法人化をはじめとする大学改革の進展に伴い、今後国立大学は一層の個性化や多様化が進むであろうことから、教育、研究、地域との共生等大学に求められる活動ごとに、施設の現状と課題を踏まえた上で、今後の在り方を示した。

（第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿）

また、国は国立大学法人に対して大学全体の施設整備方針を示すことが求められて

おり¹、国と国立大学法人の役割を明示した上で、国立大学法人の中期計画期間中に国として重点的、計画的に行うべき施設整備について明らかにした。さらに、施設マネジメント等の国立大学法人に求められる施設に関する取組について示した。

(第2章 施設の整備、管理運営に関する基本方針)

最後に、今後の施設の充実のためには、従前の方策に加えて新たな方策を検討することも重要であり、国や大学において検討すべきいくつかの新たな方策について提示した。

(第3章 施設の充実のための新たな方策)

なお、本協力者会議の下に「施設の管理運営に関する専門部会」を設置し、国立大学の法人化後における施設マネジメントの推進のための目標となる施設水準と具体的方策について、専門的な観点から調査研究を行い、報告を取りまとめることとしている。

3. 国と大学に求めるもの

本調査研究を踏まえ、国においては、国立大学法人が、健全かつ十分な施設環境の下、教育研究を行い得るよう、大学全体の施設整備方針を示し、実行するとともに、大学がより良い施設整備、管理運営を行い得るような諸制度等の構築を行うことを期待する。

また、各大学においては、施設マネジメントとして、施設整備、既存施設の活用、運営管理を一体的に行うとともに、施設は、長期間にわたる大学の財産であることを十分認識して整備、運営を行うことを期待する。

1 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の報告書『新しい「国立大学法人」像について』(平成14年3月26日)において、法人化後の施設整備の仕組みに関し、「大学全体の施設整備計画の策定及び実施」が国の業務として示されている。

第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿

国立大学は、次代を担う豊かな人材の育成、独創的・先端的学術研究の推進など、社会の要請、期待を受けて様々な活動が行われており、施設は、これらの活動を支援・推進する重要な基盤である。法人化後、国立大学は、教育活動や研究開発などに個性を発揮することが期待されており、施設に関してもそのような個性化を支える対応が求められる。このため、各大学の多様な教育研究計画に対応した施設の充実が図られるよう、教育、研究、地域との共生等大学の諸活動等に応じた施設の今後の在り方を以下に示す。

1. 教育機能の充実

[現状と課題]

大学は高等教育機関として次代を担う豊かな人材を育成・確保する重要な役割を担っている。このためには教育機能の充実を図る必要があることから、教育の受け手である学生の視点を重視し、今後ますます高度化・多様化していく教育内容・方法に対応した施設が求められる。

[今後の在り方]

(1) 教育内容・方法の進展への対応

学問の進展や社会・経済からの様々な要請に伴う教育内容・方法の高度化・多様化に留意し、教育に係る施設では、マルチメディア教材の活用やインターネットへの接続といった情報化への対応など施設機能の向上を図ることが必要である。また、教育内容、形態や方法の変化に柔軟に対応できるよう講義室の共用化や、一斉授業や少人数教育を適正規模で行いよう、各種規模の講義室の確保や可動間仕切りによる柔軟性のある講義室の確保といった取組が必要である。

なお、施設の情報化にあたっては、情報技術の進展が著しいことを考慮して、施設を計画する際に、情報機器等の更新に柔軟に対応できるよう配慮する必要がある。

(2) 学生等の視点の重視

大学施設を学生の視点から捉えると、講義室、実験室はもとより、学生自らが主体的に学習を行うためのスペースとして図書館や自学自習の場などの充実や、学生が長時間大学で過ごし、相互コミュニケーション等を図ることができる空間の確保が求められる。また、近年、学生の年齢やニーズは多様化してきており、夜間利用を考慮した施設づくりや保育施設の確保など社会人や男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要である。

このような学生等の視点を把握するためには、キャンパスや各施設における課題やニーズについて、教員のみならず学生も含めた利用者の満足度等を調査し、その意見を取り入れる仕組みを作ることが有効である。

2. 研究機能の充実

[現状と課題]

科学技術創造立国を目指す我が国にとって、大学は、研究拠点として、また、研究者等の養成機関として重要な役割を担っている。研究機能の充実を図るために必要となる施設については、これまで「緊急整備5か年計画」により着実に整備を進めているところであるが、今後とも競争的研究資金やプロジェクト研究の増加や研究の学際化、複合化等への対応が求められる。

[今後の在り方]

(1) 大学院の充実、卓越した研究拠点の形成への対応

「緊急整備5か年計画」により進められている大学院充実等に伴う大学院施設

の狭隘解消等や、卓越した研究拠点の施設整備については、大学院生²、留学生³や外国人研究者が増加し続けていること、また近年、ポスドクや競争的研究資金により雇用される学外研究者等⁴や、大規模プロジェクト研究が増加していること等を踏まえつつ、引き続き対応していくことが必要である。その際、競争的研究資金等を獲得した若手研究者が研究実施場所を確保できるよう留意する必要がある。

(2) プロジェクト研究や研究の学際化に対応する施設

近年、既存の研究分野にとらわれない学際領域、複合領域の研究や、研究者が結集して一定期間で成果を求めるプロジェクト研究が実施されるなど、研究施設に関して迅速かつ柔軟な対応が求められることが増えつつある。このため、現在、弾力的、流動的な施設利用を可能とする「総合研究棟」の整備を進めている。今後、プロジェクト研究のための研究棟など、より一層、迅速かつ柔軟にスペースを確保できる施設が必要である。

なお、このような施設に関しては、例えば、工学実験や生物・化学実験といった実験形態に応じた利用方法を想定し、施設計画を作成するとともに、関係する多くの利用者が適切な場所で研究ができるよう全学的視点に立った施設運用体制を確立することが必要である。

(3) 研究交流のためのスペース

研究者には、細分化された専門分野に留まらず幅広く学問分野を見渡せる視点が必要であり、このため、異分野の研究者が自由な討論やコミュニケーションを図ることのできる交流スペースの確保が重要である。

また、研究者の研究室、実験室等については、研究分野の特性やプロジェクト研究等の利用形態に応じて、複数の利用者がコミュニケーションを図りつつ、研究が行えるよう大部屋化を図るなど、研究とコミュニケーション双方に有効なスペースの在り方について検討する必要がある。

2 参考8「国立大学における学生定員の推移」参照

3 参考9「留学生数の推移」参照

4 参考11「競争的資金による雇用者数他」参照

3 . 産学連携の推進

[現状と課題]

産学連携研究や研究成果の移転は、法人化後、一層活発に行われることが期待されている分野である。大学が産業界等と連携して研究等を行うことは、大学の社会貢献のみならず大学の学術研究の活性化の観点からも重要なことである。これまでも産学連携を推進する諸制度の整備とともに、地域共同研究センター等の設置⁵が図られており、以来、国立大学の企業等との共同研究は、増加の一途をたどっている⁶。今後、産業界、地域の様々な要請の増加や法人化による産学連携に係る諸制限の大幅な緩和など、大学と企業等との連携が一層進展することが予想されることから、これらの活動を支える施設について、多様な形態による施設の整備に取り組む必要がある。

[今後の在り方]

(1) 施設整備における企業との連携

産学連携のための施設については、大学が設置する地域共同研究センターやインキュベーション施設の整備を進めることが必要であり、実験施設そのものが企業からの寄附により整備される事例も多数見受けられる。その際、大学における教育研究施設と寄附建物との合築整備を行ったり、共同研究をサポートする関連施設の整備を併せて行うことが効果的である。

(2) 地方自治体、産業界との協力と多様なスペース確保の取組

研究交流促進法や地方財政再建促進特別措置法施行令の改正⁷等により、多様な形態の産学官連携が可能になっていることから、連携研究の基盤である施設についても、大学内で自ら行う施設整備のほか、地方自治体や企業等による大学内

5 近年、産学連携を推進するため、国立大学に地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、インキュベーション施設を、高等専門学校に地域共同テクノセンターを整備している。(参考11「産学連携に推進に関する国立大学等の施設整備」参照)

6 参考13「企業との共同研究の実施件数等」参照

7 参考14「地方財政再建促進特別措置法施行令の改正について」参照

での施設整備や、大学外でのスペースの確保など多様な形態を考えていくべきである。

4 . キャンパス環境の充実

[現状と課題]

キャンパス環境の充実は、個性豊かな大学づくりと国際競争力のある教育研究の展開を図る上で大きな役割を担っている。これまで、大学キャンパスでは組織の量的拡充等に対応して教育研究施設の整備が進められているが、今後は、建物や屋外環境を含めた調和のとれた魅力あるキャンパスを創る取組がより一層求められる。

[今後の在り方]

(1) キャンパス環境の調和、個性化

キャンパスは大学の知的存在感の象徴であり、学問の府にふさわしく、調和のとれた空間である必要がある。例えば、伝統的、歴史的な建物はこれまで各大学が培ってきた歴史と伝統を形あるものとして継承する重要な役割を担っており、今後とも積極的に保存活用していく必要がある。

また、福利厚生施設等のキャンパス生活を支える施設⁸は、コミュニケーションを活性化し、教育研究を側面から支援する重要な役割を担っていることを認識する必要がある。

さらに、屋外環境は建物とともにキャンパス環境を構成しており、キャンパス環境の豊かさは建物とともに屋外環境に依るところも大きいことを考慮する必要がある。

8 福利施設等を整備する際に、利用者の利便性、施設の効率的運営を考慮して、既存施設の増築や複合施設として計画することが考えられる。

(2) 長期的な視点に立ったキャンパス計画

キャンパスは教育研究の進展に伴い、常に変化し続けるものであり、調和のとれたキャンパス環境を実現するためには、長期的視点に立ったキャンパス計画を策定する必要がある。また、良好なキャンパス形成のためには、大学を取り巻く様々な状況の変化や個々の建物の実態に柔軟に対応しつつも、一貫したコンセプトを保持していくことが求められる。

このようなキャンパス計画の策定や実行のためには、教員と施設担当部局との連携をより一層図るなど、長期的にキャンパス全体を捉え、既存施設の有効活用や管理運営も含め、責任を持って取り組む組織体制を確立することが必要がある。

5. 地域・社会との共生

[現状と課題]

大学は文化や情報の発信基地としての役割を果たすなど、地理的には地域における、また、機能的には社会における中核的施設として重要な役割を果たしている。今後、大学は、地域のコミュニティや社会の一員としての役割がより一層求められており、施設に関しても地域・社会との幅広い協力関係が求められる。

[今後の在り方]

(1) 地域環境、地域住民との共生

大学キャンパスは地域社会の中で大きな空間を占める存在であり、周辺環境との調和に配慮したキャンパスづくりが必要である。例えば、キャンパスにおける緑の空間は、学生等のみならず地域住民にとって重要な環境資源であることを認識し、緑の空間の確保及び適切な保全に努めるべきである。

また、大学が立地している地域との連携によって、大学を核としたまちづくりが行われている事例もあるが、施設整備に当たっては、地元自治体の地域振興に

関する政策等との連携を図る視点を持つ必要がある。

さらに、地域住民との交流を図ることができる仕掛けは建物だけでなくキャンパス全体に求められており、安全性の確保やバリアフリーにも配慮して、広い世代に利用しやすい環境にすることが重要である。

(2) 社会との共生

国立大学は公共性の高い機関であり、大学における教育研究をはじめとする諸活動は、大学を取り巻く社会の理解を得ることに努めつつ展開することが必要である。このため、キャンパスについても、社会に対して一方的に情報を提供するだけでなく、サテライトキャンパスの設置等、相互の交流を図ることのできる環境を整備する必要がある。

(3) セキュリティへの配慮

開かれた大学を目指すためには、一方でセキュリティに配慮することが必要である。防犯や事故防止の対策を講じることにより一層の安全性を確保することで、学生・教職員のみならず地域の住民にも安全で利用しやすいキャンパス環境を提供することができる。

6. 国際化の推進

[現状と課題]

大学は、国際的な教育研究の交流拠点であり、また、国際的に通用する人材育成の場としても重要である。留学生の受入れについては「留学生受入れ10万人計画」⁹に基づき進められ、平成14年度においてほぼ達成されつつある¹⁰。現在まで同計画に対応して宿舍の整備¹¹が進められてきたが、今後、留学生のみならず研究者

9 昭和58年及び59年に取りまとめられた有識者による二つの提言等に基づき、文部省（当時）において、21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目途に、体系的な留学生受入れのための総合的に推進している施策。

10 参考9「留学生数の推移」参照

11 参考10「国立大学における留学生宿舍の整備状況」参照

の受入れや日本人学生の国際感覚を醸成することを考慮した施設が求められる。

[今後の在り方]

(1) キャンパスの国際化

海外の優秀な研究者や留学生が我が国の大学に集まり、教育研究において成果を上げるためには、教育研究の国際化とともに、我が国の大学キャンパスにも、海外の大学と比肩できる学問の府に相応しいキャンパス環境を確立することが求められている。

また、国際的に通用する人材を養成するためには、教員や学生等が国際的な情報に常時接することができるよう情報システム等の整備に配慮する必要がある。

(2) 外国人教員、研究者への対応

国際化の進展に伴い、留学生をはじめ、外国人教員や研究者が増加していることから、対応する教育研究スペースの確保や宿舎等の生活支援のための施設の確保、また外国語の標識や掲示板の設置など利便性の向上に配慮する必要がある。また、留学生等のみならず、日本人学生も含めて相互交流できる場を作り出していくことも必要である。

第2章 施設の整備、管理運営に関する基本方針

法人化後、国立大学は、中期計画に基づき事業を行うことになり、国は当該期間にわたる大学全体の施設整備方針を示すことが求められている。このため、国立大学の法人化後の施設に関する国と国立大学法人の役割と中期計画期間中に国として重点的、計画的に行うべき施設整備の在り方、さらに、これらの整備の前提となる、施設マネジメント等の国立大学法人に求められる施設に関する取組について以下に示す。

1. 国と国立大学法人の役割

国立大学の法人化の趣旨を踏まえ、国と国立大学法人は、以下の役割分担の下、施設整備、管理運営を適切に行うべきである。

(国の役割)

国は国立大学全体の施設整備方針を作成する必要がある。

国立大学法人の施設整備は、国が措置する施設費を基本的財源とするものであり、国は、各国立大学法人の業務に必要な施設の整備について、所要の財源の確保に努めるべきである。

国は、大学改革や法人化の趣旨を踏まえ、国立大学による施設の整備・管理運営を円滑に進めるため、多様な財源の活用手法や、維持管理の基準の提示等の方策を講じることが重要である。

これまでの国立大学の施設整備は、国立学校特別会計における制度¹²を活用しながら進められてきた。国立大学の法人化に伴い、国立学校特別会計が廃止されることとなるが、引き続き国立大学の施設整備を円滑に進める観点から、国立大学財務・経営センターが行う施設費貸付事業、施設費交付事業は重要であり、国が直接措置する施設費と連携を図りつつ国立大学施設の整備を行うべきである。

12 国立学校特別会計は、国立学校の施設整備を目的の一つとして昭和39年に設けられ、当該目的を達成するための制度として、財産処分収入をもって国立大学等施設整備の財源に充てることができることとされている。

一方、施設整備には国費が投入されることから適切な評価に基づく事業の採択を行うなど、国民への説明責任を果たすことが重要である。

（国立大学法人の役割）

国立大学法人は、自らの経営判断により、例えば、国の行う基本的な整備に加えて施設やキャンパスの個性化を図ることや、教育研究の展開等に応じて施設の高度化等の整備を図ることなど、自主的、自律的に自己収入等を活用して施設整備を行うことが期待される。

国立大学法人は、大学のトップマネジメントの一環として、長期的なキャンパス計画の下、経営的視点に立って施設マネジメント¹³に取り組むことが重要である。施設整備に当たっても既存の組織の枠組みを越えた全学的見地から施設の有効活用や管理運営を検討する必要がある。

また、施設を長期的にわたり使用し良好な環境で維持するためには、施設の管理運営について、国立大学法人が責任をもって適切に行うべきである。

さらに国立大学法人は、施設整備について当該施設で行われる教育研究活動とともに国民への説明責任を有していることを認識するべきである。

2．国の施設整備に関する基本方針

前述の国の役割を踏まえ、国は以下のような基本方針の下、国立大学法人の施設整備を進めるべきである。

（1）国立大学法人の中期計画期間における国による重点的施設整備

国立大学法人の施設整備は、各大学等の教育研究の活性化や国の財政状況等を踏まえ、重点化して対応していくことが必要であり、国立大学法人の中期計画期間に

13 国立大学等における施設マネジメントの概念の導入は、今後の国立大学等の施設管理に関する調査研究協力者会議の報告書「『知の拠点』を目指した大学の施設マネジメント」（平成14年5月）でその考え方が示されたところである。同報告書では、「施設マネジメント」は、キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から教育研究活動に対応した適切な施設を確保・活用することを目的とした、企画・計画、整備、管理の全般にわたる業務であるとしている。

においては、国は、以下のとおり重点的、計画的に施設整備を進めていくべきである。

緊急整備5か年計画

現在、国が進めている「緊急整備5か年計画」(平成13～17年度)については、着実に実施するべきである。

緊急整備5か年計画後の整備

平成18年度以降についても、施設整備は重点的、計画的に行うことが必要であり、以下の観点からの重点化を図った計画の下、施設整備を行うべきである。

まず、国立大学法人が、競争的・自律的な環境の下で、個性を發揮しつつ教育研究等を行うためには、その基盤として、健全かつ必要なスペースが確保されることが基本である。そのため、既存施設の再生整備¹⁴、必要なスペースの確保、附属病院の整備が基本的整備として重点的に行われるべきである。

また、国の教育政策、科学技術・学術政策等に関する施策を推進するためには、その基盤となる施設を整備することが必要であり、国の政策に対応した整備についても重点的に整備する必要がある。

以上の整備に当たっては、国立大学法人の公共性を踏まえると、省エネルギー対策、ユニバーサルデザインの導入、安全対策といった公的施設としての機能確保を図るべきである。

(2) 重点的施設整備の在り方

国立大学法人の中期計画期間中に重点的に整備すべき施設のうち、今後の課題である緊急整備5か年計画後に重点的に整備すべき施設について、その具体的な整備の在り方を以下に示す。

1) 重点的に整備すべき施設

既存施設の再生整備 - 老朽化対策 -

14 施設の再生整備は、一般に改修や改築等の手法が考えられるが、国立大学等施設においては、公財政の支出により整備が進められてきたこと、現状において施設の狭隘化が解消できていないこと等を考慮し、「既存施設の有効活用」を図り、当面、改修整備を主体としつつ、既存施設の状況に応じて整備手法を検討すべきである。

(老朽化対策の必要性)

大学においては教育研究等の活動を支える基礎的基盤である施設を有効かつ効率的に活用し、教育研究の進展に対応するとともに、安全性の確保、良好なキャンパス環境の形成のために、老朽化した施設の改善を図ることが重要な課題である。

(現行耐震基準制定前の施設の改修整備)

既存施設の再生整備については、「緊急整備5か年計画」において、緊急に改善すべき対象として昭和45年以前に整備された施設の老朽改善整備(約390万 m^2)を進めている。これらの施設整備に引き続き、現行の耐震基準制定前(昭和56年以前)に整備された施設(約690万 m^2 ¹⁵)のうち、現行基準が求める耐震性能を満たしていない建物について耐震性能の向上を含む既存施設の再生整備を図る必要がある。

但し、老朽化対策が必要な施設整備需要は多大であり、これらを計画的かつ効果的に進める必要があることから、地震防災に係る地域性¹⁶、建物の耐震性の状況や教育研究の活性化への効果などにより、優先順位を付けつつ計画的に整備していくこと等が必要である。

(改修整備の目的の明確化)

なお、改修整備を行う際には、単に経年劣化の解消だけではなく、学生や社会のニーズに対応した教育研究等の活動を行うための改修であること等改修整備の目的を明確にする必要がある。

15 昭和46年～56年に整備された施設

16 学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議の報告「学校施設の耐震化推進について」では、学校施設は、「十分な耐震性能を確保する設計を行うことが重要」であり、その際、「当該地域に予測される地震動の大きさを考慮することも大切である。」としている。また、「予測される地震動については、地震調査研究推進本部等が作成する『全国を概観した地震動予測地図(平成16年度末を目途に作成される予定)』や、発生可能性が高いとされている地震に注目して最新の知見に基づき作成されている『シナリオ地震動予測地図』等を活用することが考えられる。」としている。また、耐震診断又は耐力度調査の実施に際し、その優先度を検討するために行う「耐震化優先度調査」において、当該建物が立地している地域の想定震度を評価の一項目として掲げている。

必要なスペースの確保 - 狭隘化対策 -

(各大学の状況に応じたスペースの確保)

「緊急整備5か年計画」では、「大学院施設等の狭隘化の解消」等の観点から5年間で緊急に整備すべき施設について重点的・計画的な整備が進められているが、この他にも同計画の策定時点で狭隘化の解消を目的として約290万㎡の整備需要が存在している。この中には、学生の教育研究のための基盤的な施設も含まれており、重点的な整備が必要である。

また、今後、大学院生、留学生、外国人研究者等が引き続き増加することや新たな教育研究の展開のためのスペースが必要となることから、既存施設の有効活用を前提として、各大学の施設整備状況を踏まえ、必要なスペースの確保のための整備を行う必要がある。

(学生教育研究基盤施設の整備)

特に大学の基本的機能である学生の教育活動、研究活動のための基盤となる施設については、国際的な水準を目指すべく重点的に整備を行う必要がある。

具体的には、学生の活発な教育研究活動を直接的に促す重要な基盤として、多様な媒体による情報拠点である図書館の充実、情報化の進展に対応したマルチメディア対応の講義室、自学自習スペース等の確保などが考えられる。また、間接的には、キャンパスは、学生等の主な生活の場であり、人間形成の場ともなっていることから、談話や交流のためのスペースや食堂等の福利厚生施設、さらには屋外環境等の整備等も重要である。

さらに、大学では学生、教職員が教育研究をはじめとする多種多様な活動を日常的に展開する場であることから、事故や災害を防止するために安全性の確保に十分配慮する必要がある。特に実験研究施設においては様々な化学物質や実験機器を取扱うことから労働安全衛生法等関係法令に則った安全対策を適切に講じる必要がある。

附属病院の整備

附属病院では、施設の老朽化とともに、医療の高度化等に伴う医療機器の増

大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化等による狭隘化の問題があり、「緊急整備5か年計画」においては、これらの問題を解決するために再開発整備が行われている。

附属病院の施設については、今後とも先端医療、臨床医学の教育研究、地域医療の中核を担う機関として、適切な教育研究活動、医療活動等が行われるよう、附属病院施設の運営コスト等に留意しつつ、引き続き整備を図る必要がある。

国の政策に対応した整備

今後の大学改革に対応した高等教育政策や科学技術創造立国の実現を目指した科学技術・学術政策等に基づく教育研究に関する施策を推進するために、その基盤となる施設を国として重点的に整備することが必要である。また上記の基本的整備においても、国の政策への対応について考慮することが求められる。

「緊急整備5か年計画」においては、卓越した研究拠点の形成や地域連携、国際学術交流の推進を図る施設整備を行ってきており、世界的水準の研究の基盤となっている。科学技術創造立国を目指す我が国では、今後とも、競争的資金や大規模プロジェクトの増加等先端的・独創的研究の推進に対応した研究施設のニーズが高まっていることに留意する必要がある。

2) 公的施設としての機能の確保

国立大学は、公共性の高い施設であり、施設整備に当たっては、以下ような機能確保することが求められる。

(省エネルギーなど環境への配慮)

国立大学のキャンパスでは、数千～数万人の学生、教職員が多種多様な活動を行っており、電気、ガス等のエネルギー消費も膨大である。施設の管理運営コストの低減や地球環境の保全の観点から、施設整備時や利用時において省エネルギー対策を行うことは重要である。また、新エネルギーの活用についても配慮する必要がある。

(ユニバーサルデザインの導入)

少子化・高齢化が進み、一方で障害者の社会参加や生涯学習のニーズが高まっていることから、大学の施設やキャンパスは、若い学生だけでなく社会人参加や、男女共同参画に配慮し¹⁷、バリアフリーの実現など全ての世代に目を向けたものとして整備する必要がある。また、海外からの研究者、留学生等に対して、適切な標識や掲示板を整備するなどの対応も求められており、キャンパスのユニバーサルデザイン¹⁸の導入に配慮する必要がある。

(安全対策)

大学施設は、学生、教職員のみならず、多くの人が入り出りする場所であり、各施設やキャンパスの安全性は、十分に確保されることが必要である。また、多くの大学は、災害時には、教職員のみならず、周辺地域住民の応急避難場所等防災拠点としての役割を求められていることにも配慮する必要がある。

(3) 施設整備の進め方

1) 適切な評価に基づく施設整備

個々の施設整備に当たっては、施設整備の目的や必要性のみならず、国の施設整備に関する計画や各大学の中期計画に基づく教育研究計画との整合性、さらには、各大学におけるキャンパス全体の施設マネジメントの状況等を適切に評価した上で優先順位を付けつつ、施設整備に関する資金を効果的に配分していくことが必要である。

2) 大学キャンパスの個性化

今後の大学施設やキャンパスは、大学の掲げる理念・目標に基づく特徴が具

17 「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告(「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」平成14年度～)において、女性研究者支援の方策として、働きやすい環境の整備の一環として「トイレや保育施設の整備など女性研究者や女子学生の増加に適切に対応すること」等が示されている。

18 バリアフリーは障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(平成14年12月「障害者基本計画」)

現化され、個性を持って競い合っていくことが重要である。このため、「第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿」で示された教育機能、研究機能、キャンパス環境の充実、など様々な要素の中から、大学の掲げる理念・目標に照らし、各大学は優先的に充実すべき対象を明確化し、国は、施設整備に当たってこの点を十分に配慮する必要がある。

3. 国立大学法人に求められる施設に関する取組

国立大学法人は、前述の国立大学法人の役割を踏まえ、以下のような取組を行っていくべきである。また、このような取組は、国が施設整備を推進する際の前提とすべきである。

(1) 施設マネジメントの推進

施設は、大学の諸活動の基盤であり、これを有効に活用し、適切に維持することは極めて重要である。この観点から、各大学においては、教育研究計画を踏まえ、施設整備と運営管理を一体的に行う施設マネジメントを積極的に行うことが求められる。施設マネジメントについては調査研究協力者会議報告書『『知の拠点』を目指した大学の施設マネジメント』(平成14年5月)で基本方針が示されたところであるが、法人化後は、大学における経営的視点が重視されることから、一層着実に取り組むことが必要である¹⁹⁾。

(2) 施設の点検・評価の推進

施設の自己点検・評価については、調査研究協力者会議報告書「国立大学等施設に関する点検・評価について」(平成14年3月)で基本的方針が示されたところであるが、今後とも点検・評価を踏まえた施設の有効活用が重要であり、報告

19) 施設マネジメントに関する具体的方策については、本会議の下に設置された「施設の管理運営に関する専門部会」において検討を行い、報告をとりまとめることとしている。

書の提言について、着実に取り組むことが必要である²⁰。

また、施設の点検・評価を実施する際に、経営的視点に立った施設管理を行うための客観的判断材料として施設の諸元を数値化したベンチマークを活用することも有効である。

(3) 施設の維持管理の適切な実施

法人化後、各大学には自らの資産として施設を活用していくことが一層求められており、施設を長期間にわたり有効に活用していくためには、施設の維持管理を計画的に行っていくことが特に重要である。

(4) 学生、教職員への意識啓発

これまで施設の利用者に「大学の財産である施設を大切に利用する」という意識が希薄であるために適切な使い方や修理・保守がなされず、一層傷みが早くなるという事例が見受けられる。このため、施設を良好な状態に保つために、適切な使い方を提示し、また、修繕やメンテナンスについて、教職員はもとより、学生まで意識を浸透させる必要がある。

このため、キャンパスの整備に際し、学生、教職員等利用者の視点を重視するとともに、利用者と施設との関わりについての認識を広める観点から、学生、教職員の意見等を反映させることや、学生、教職員の施設計画への協力体制を作ることなどの取組が重要である。

また、施設は大学全体の共有財産であり、特定の組織や個人のものではないという認識を広めることが、施設の有効活用の観点から重要であり、例えば、施設使用料（スペースチャージ）の徴収などスペースに対するコスト意識の付与等の取組を行う必要がある。

20 参考15「施設の点検・評価に関する取組状況」
参考16「施設に関する点検・評価の成果」参照

第3章 施設の充実のための新たな方策

国立大学は法人化後、各大学の目標、理念に基づく個性化が一層強く求められることから、施設の充実に関しても様々な自主的・自律的な取組が求められ、国においては、そのような大学の取組を促進することが必要である。

以下に前章で示した基本方針に加え、各大学の教育研究活動に応じて行う必要がある新たな方策を示す。

1. 目的用途に応じた施設水準と整備計画

(目的用途に応じた施設水準の明確化)

大学の施設には、そこで行われる教育研究に応じて、恒久的に変わらない部分と頻繁に変わるべき部分が存在する。魅力的なキャンパスを形成するためには、各施設を計画する際に、効果的に投資が行われるよう、目的・用途に応じて建物又は活動空間の質や機能等の要件についてその水準を適切に設定し、整備する必要がある。

このため国は、高等教育機関として国立大学が教育研究活動の内容に応じて確保すべき施設の水準（例えば、恒久的施設なのか時限的施設なのか、利用内容に応じた耐久性、内外装等の考え方等）について明らかにするとともに、これを推進するための方策を検討することが必要である。

(施設水準を考慮した整備計画)

各大学においては、施設の整備計画を立案するにあたって、大学の長期的な教育研究計画を踏まえて、個々の施設に求められる水準に応じてメリハリのある整備を行う必要がある。

例えば、教育に関する施設については学問の府らしい落ち着いた空間の創出を意識する必要があり、特に大学キャンパスの中心となる部分については、各施設の調和を図るよう施設水準についても配慮する必要がある。また大学の歴史

と伝統を象徴する施設を整備する際には、後世に残る施設としてシンボリックな要素を加味しつつ、文化性豊かな施設として整備する必要がある。

一方、研究に関する施設については、研究内容・方法の進展に伴い、頻繁に施設に対するニーズが変わることから、例えば、長期の使用に耐えるフレームを構築し、内部空間を弾力的・流動的に利用することを想定して計画することや、時限的なプロジェクト研究にあわせて建物自体に時限的要素を加味して計画することが考えられる。特にプロジェクト研究のように一定期間で成果を求められ、かつ特殊な実験に使用する建物は、建物の使用期間を加味した水準で整備し、短期使用の場合にはリサイクルの要素も設計に盛り込みながら、研究が終わったら別の組織で再利用するなど様々な手段を検討することも考えられる。

2. 多様な財源の活用

法人化後、各大学においては、国からの施設費に加えて、土地の処分収入、寄附金²¹、競争的研究費の間接経費など多様な自己財源や、PFI²²等の新たな整備手法を活用して施設整備や維持管理を行うことが、自主性、自律性の観点から望まれる。

国においては、国立大学法人が多様な財源等の確保や新たな整備手法の活用を円滑に行いうるよう、PFIに関する手続きの改善等の取組を行うとともに、大学のこのような取組にインセンティブを与えるような措置を講じることが必要である。

また、地方自治体との連携による施設整備等を図ることや、福利厚生施設などについて民間に施設整備を含めて運営を委ねるなど、民間の資金による施設整備を検討することも考えられる。

21 参考17「寄附による施設整備の実績一覧」参照

22 PFI (Private Finance Initiative): 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法であり、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目的としている。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)」が制定、施行されている。

3 . 学外施設の活用

現在、大学には、社会人の再教育の推進や高度専門職業人の養成に特化した専門大学院の設置、また地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取組が求められている。これらの要請に大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、むしろキャンパス外での展開が望ましい教育研究の形態も考えられる。

例えば、企業の所有する施設において、大学が産学連携研究を行うことは、単なるスペース的な効果のみならず、研究の活性化、産業界で活躍できる人材育成、地域産業の振興等の効果が期待できる。また、平成14年11月に「地方財政再建促進特別措置法施行令」が改正されたことにより国立大学の研究開発に対する地方自治体の施設面を含めた支援の可能性が広がったことを踏まえ、今後は、施設面においても自治体との連携協力をより深めていくことが必要である。このような取組を促進するためには、地域の産業事情や研究開発能力を考慮し、大学、企業、自治体の連携を促すコーディネーターの活用が重要である。

この他にも、民間のオフィスビル等にサテライト教室を設けることや、教育研究活動の活性化による一時的なスペース需要への借用による対応等学外施設の活用が考えられることから、各大学においては、幅広い視点から施設の整備や管理運営について検討する必要がある。また、国においては学外施設の活用の促進を図ること²³について検討することが必要である。

4 . 卓越した施設計画・整備の促進

高等教育機関としてより質の高い施設整備を促すために、教育研究の構想と併せて、先導性が高く卓越した施設や施設計画の事例を国が募集し、モデル施設として他大学への波及効果を促すシステムを検討することが考えられる。特に極め

23 総合科学技術会議科学技術システム改革専門調査会の意見（平成13年6月26日）において、国立大学等の施設に関し、施設整備費の効果的・効率的使用のために講じる方策として、「外部施設のレンタルやリース等の活用」が示されている。

て卓越した施設計画については、コストを勘案しつつ、事業化することに配慮し、国立大学の卓越した施設整備へのインセンティブを高めることも考えられる。

参 考 資 料

- 1 科学技術基本計画（関係部分抜粋）
- 2 国立大学等施設緊急整備5か年計画
- 3 国立大学等施設緊急整備5か年計画の進捗状況
- 4 国立大学等施設の建築年別保有面積
- 5 国立大学等施設における必要面積及び保有面積の推移
- 6 国立大学等施設に必要な面積
- 7 国立学校文教施設整備費予算額の推移
- 8 国立大学における学生定員の推移
- 9 留学生数の推移
- 10 国立大学における留学生宿舎の整備状況
- 11 競争的資金による雇用者数 他
- 12 産学連携の推進に関する国立大学等の施設整備
- 13 企業等との共同研究の実施件数等
- 14 地方財政再建促進特別措置法施行令の改正について
- 15 施設の点検・評価に関する取組状況
- 16 施設に関する点検・評価の成果
- 17 寄附による施設整備の実績一覧

科学技術基本計画(抜粋)

平成13年3月30日閣議決定

7. 科学技術振興のための基盤の整備

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

(a) 大学、国立試験研究機関等の施設の整備

教育・研究機関の施設は、21世紀にふさわしい社会資本であり、その整備促進が不可欠である。

大学等が活発な教育研究活動を展開し、優れた人材と研究成果を生み出すため、安全で効果的に教育研究に専念でき、かつ国内外の優秀な学生や研究者を引き付ける魅力に富んだ世界水準の教育研究環境を確保することが必要である。このため、国は、施設の老朽化・狭隘化の改善を最重要の課題として位置付け、老朽化・狭隘化問題の解消に向けて特段の予算措置を講ずる。

国立大学等では、必要な整備面積は約1,100万平方メートルに達している。第2期基本計画期間中においては、このうち、大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する。

その際、施設の効果的・効率的な利用を図る観点から、各部局が共有する総合的・複合的な研究棟の整備を進める。また、学外者による評価も含めた点検・評価を踏まえ、学長のリーダーシップの下に施設利用の弾力化を推進する。また、老朽化施設の改善に向けて、適切な改修や機能向上を図り、既存施設の活性化を推進する。

また、外部の機関が国立大学、国立試験研究機関等と共同して研究を行うために必要となる研究施設について、研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を活用して、外部機関による整備を促進する。

国立試験研究機関や独立行政法人研究機関等において、効果的に研究を推進し、優れた研究開発の成果を生み出すため、時代の要求に対応した施設の整備・充実を図る。特に、老朽化・狭隘化の進んだ施設について優先して、改善・改修等を早急に行う。

科学技術基本計画のポイント

科学技術創造立国として目指すべき国の姿と科学技術政策の理念

科学技術を巡る情勢

20世紀の総括
科学技術の目覚ましい進歩
・豊かで便利な生活・長寿
・社会や地球環境への負の影響

21世紀の展望

科学技術は社会の持続的発展の牽引車、人類の未来を切り拓く。
・産業競争力、雇用創出、質の高い国民生活(高齢化・情報化・循環型社会)
・人口問題、水・食料・資源エネルギー、温暖化、感染症等
地球規模問題への対応、国際貢献

目指すべき国の姿

「知の創造と活用により世界に貢献できる国」
- 新しい知の創造 -
(ノーベル賞受賞者50年で30人)

「国際競争力があり持続的発展ができる国」
- 知による活力の創出 -

「安心・安全で質の高い生活のできる国」
- 知による豊かな社会の創生 -

科学技術政策の総合性と戦略性

科学技術と人間、社会の関係
科学技術の正負両面性

を総合的、俯瞰的にとらえる

自然科学、人文社会科学の総合化
社会のための、社会の中の科学技術

科学技術の振興は未来への先行投資

知の創出と人材の育成
研究成果が速やかに社会と産業に還元され、
次の投資に繋がるダイナミックな循環

科学技術振興のための基本的考え方

基本方針

研究開発投資の効果を向上させるための重点的な資源配分

世界水準の優れた成果の出る仕組みの追求と、そのための基盤への投資の拡充

科学技術の成果の社会への還元の徹底

科学技術活動の国際化

政府の投資の拡充と効果的・効率的な資源配分

政府研究開発投資の総額 24兆円(前提: 対GDP比1%、GDP名目成長率3.5%)

毎年度の投資は、財政事情等を勘案し、研究システム改革や財源確保の動向等を踏まえて検討

研究開発投資の重点化・効率化・透明化を徹底し、研究開発の質を向上

基本理念

科学技術の戦略的重点化

基礎研究の推進:
公正で透明性の高い評価による研究水準の向上

国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化
- ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料 -

急速に発展し得る領域:
先見性と機動性をもつて的確に対応
最近の例: ナノテクノロジー、バイオインフォマティクス、システム生物学、ナノバイオロジー

科学技術活動の国際化の推進

主体的な国際協力活動の推進

国際的な情報発信力の強化

国内の研究環境の国際化

優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

研究開発システムの改革:
・競争的資金の倍増と間接経費(30%)の導入
・研究者の流動性向上のための任期付任用(原則3-5年)、公募の普及
・若手研究者の自立の向上(若手を対象とした研究費の拡充、助教授、助手が独立して研究できる環境の整備)
・透明性・公正さの確保と適切な資源配分に向けた評価システムの改革

産業技術力の強化と産官学連携の仕組みの改革

地域における科学技術振興のための環境整備: 知的クラスターの形成

優れた科学技術関係人材の養成と科学技術に関する教育の改革:
研究者・技術者の養成と大学等の改革

科学技術に関する学習の振興、社会とのチャンネルの構築

科学技術に関する倫理と社会的責任:
生命倫理、研究者・技術者の倫理、説明責任とリスク管理

科学技術振興のための基盤の整備: 大学等の施設整備を最重要課題とし、施設整備計画を策定し計画的に実施

重要政策

科学技術基本計画を実行するに当たっての総合科学技術会議の使命

総理のリーダーシップの下、科学技術政策推進の司令塔
省庁間の縦割りを排し、先見性と機動性を持った運営
世界に開かれた視点、人文社会科学とも融合した「知恵の場」
科学技術の両面性に配慮、科学技術に関する倫理の確立

・重点分野における研究開発の推進
・資源配分の方針
・国家的に重要なプロジェクトの推進
・重要施策についての基本的指針の策定
・国家的に重要な研究開発についての評価
・基本計画のフォローアップ

総合科学技術会議の使命

国立大学等施設緊急整備 5 年計画

- 施設の重点的・計画的整備 -

平成 13 年 4 月 18 日

文 部 科 学 省

平成 13 年 3 月 30 日に閣議決定された第 2 期科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）では、科学技術振興のための基盤の整備として、大学等施設の老朽化・狭隘化の改善を国の最重要の課題として位置付けるとともに、国立大学等（国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校をいう。以下同じ。）の施設の整備について、基本計画期間中において、「大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5 年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する。」としている。

国立大学等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、不可欠な基盤である。

しかしながら、国立大学等の施設においては、経年による老朽化・機能劣化や大学院学生・留学生の飛躍的な増加等による狭隘化が進行し、学術研究や人材育成の場の確保が困難になりつつある。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、世界水準の教育研究成果の確保を目指し「国立大学等施設緊急整備 5 年計画」を策定し、今後の社会経済の動向、厳しい財政状況等を勘案しつつ、基本計画期間中における国立大学等施設の重点的・計画的整備を図る。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、基本計画期間（平成 13 年度から 5 年）とする。

2 . 整備対象

国立大学等の施設については、今後、約 1 , 1 0 0 万㎡の整備が必要と見込まれているが、各大学等における教育研究の活性化や現下の厳しい財政状況等を踏まえ、老朽化・狭隘化問題の解消に向けて緊急に整備すべき対象を明確化し、重点的・計画的整備を図る観点から、次のような施設を整備の対象とする。

(1) 次に掲げる施設を優先的な目標とする。(約 2 1 0 万㎡)

大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消等(約 1 2 0 万㎡)

国際社会で活躍できる豊かな創造性を持った優れた研究者や社会的要請に的確かつ機動的に応える高度専門職業人の養成、独創的・先端的な学術研究等の推進など、大学院への期待は益々増大しているところである。しかしながら、大学院施設については、大学院学生や留学生数の急増等による狭隘化等の問題が深刻化しており、その改善が強く求められている。このため、大学院の拡充に伴い必要となっている施設の整備など、大学院施設の整備に重点的に取り組むとともに、整備に当たっては、施設の効果的・効率的な利用を図る観点から、各部局が共有する総合的・複合的な研究棟等の整備を図る。

また、施設の老朽化、狭隘化解消等の観点から、新敷地への統合移転による施設整備を進めているものについては、引き続き、計画的に整備を推進する。

卓越した研究拠点等(約 4 0 万㎡)

我が国が世界に貢献し、国際的な責任を果たしていくためには、卓越した研究拠点に国内外の優秀な研究者や学生を集め、世界水準の学術研究を推進していく必要があり、施設の整備は、それにふさわしい魅力ある研究環境を整える上で不可欠となっている。しかしながら、老朽化とともに、研究設備の大型化等に伴い狭隘化が進んでいる。このため、特に、基本計画に基づき重点的に推進すべきとされる研究分野、国際共同研究において我が国が大きな役割を担い積極的に取り組んでいる分野、世界的に水準の高い独創的・先

端的な基礎研究の分野等に係る研究施設及び国立大学等と地域との連携や国際学術交流促進のための関連施設について重点的な整備を図る。

先端医療に対応した大学附属病院（約50万㎡）

国立大学附属病院は、先端医療の先駆的役割を果たすとともに、診療のみを行う一般の医療機関とは異なる臨床医学の教育研究の場であり、地域における中核的医療機関としての役割も果たしている。しかしながら、施設の老朽化や機能劣化が進み、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難になるとともに、医療機器の増大、社会の変化に伴う患者数の増加等により施設は狭隘となり、教育研究活動、医療活動及び病院の管理運営に支障を来している。

このため、逐次、再開発整備を進めているところであり、引き続き、計画的に整備を図る。

- (2) 老朽化した施設の改善整備に当たっては、昭和45年以前の施設のうち、約390万㎡（附属病院施設分を除き、当該施設整備に伴う狭隘化解消分を含む。）に関し、個別の施設についての次のような要件を総合的に勘案しつつ、優先順位に基づき適切に判断する。

耐震性能が著しく劣るものであること。

教育研究の活性度が高く、施設整備によりその一層の充実が期待されるものであること。

- (3) 上記(1)及び(2)のそれぞれの面積の算出は、例えば、必要面積から現有面積を控除して、大学院の狭隘化解消のための整備面積を算出するなど、具体的な整備対象施設を特定せず機械的に行っている。これらについて、仮に従来の手法により整備した場合、現時点で、所要経費は最大約1兆6,000億円と見込まれる。

3．具体的実施方針

本計画の実施については、上記2を対象としつつ、具体的には以下の方針により行う。

- (1) 個々の施設の整備に当たっては、大学等からの意見を聴取しつつも、当該施設の現況や利用状況の点検等を含む適切な調査・評価等を行い、それらの結果に基づき、真に重点整備を行うべき施設をさらに厳選する。
- (2) 各大学等における施設の利用に当たっては、従来、各大学の部局等別の利用になりがちであった点を改め、既存の組織の枠を越えた施設の利用を推進するとともに、大学等の組織全体の視点に立った施設運営を推進するためのシステムを確立し、既存施設の効率的な利用を促進する。
- (3) 各大学の研究棟の整備に当たっては、各大学の部局等が共有する総合的・複合的な研究棟やプロジェクト的な教育研究活動に供するスペースなど、弾力的・流動的に使用可能な共同利用の教育研究スペースに重点化する。
- (4) 国有財産処分収入や民間資金の確保はもとより、他省庁・地方公共団体との連携やPFI等新たな整備手法等の導入を検討するとともに、コスト縮減を図る。

国立大学等施設緊急整備5か年計画

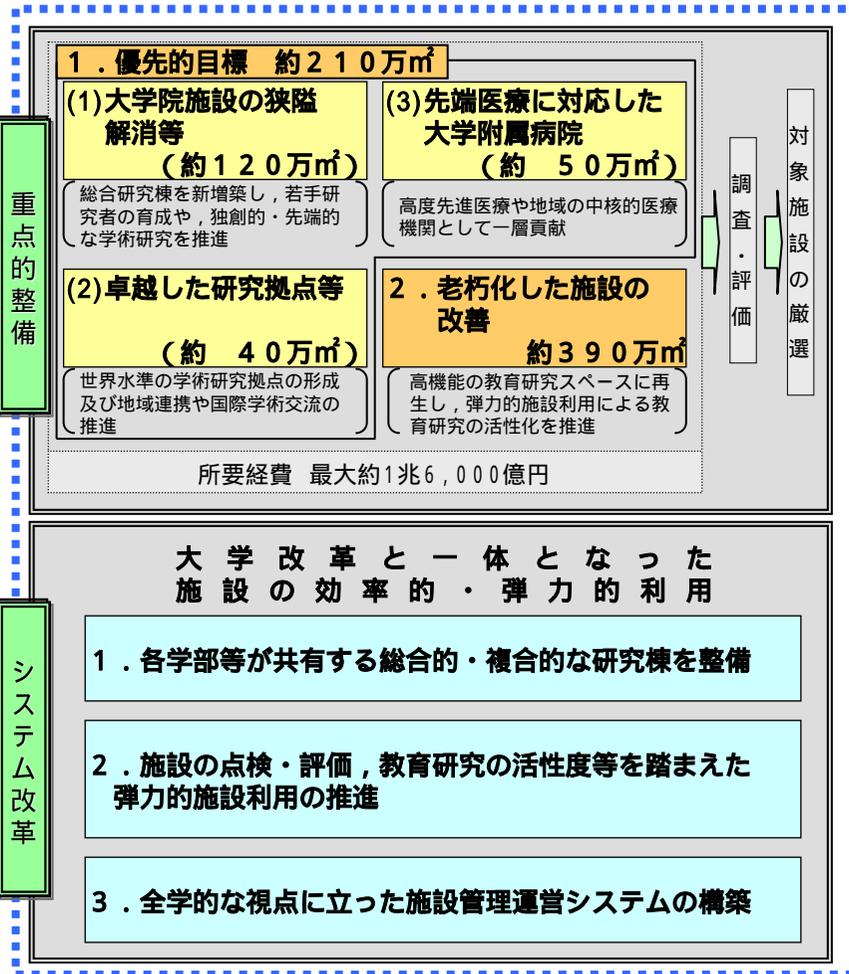
～世界水準の教育研究成果の確保を目指して～

【第2期科学技術基本計画】

平成13年3月30日閣議決定

国立大学等の施設整備について、最重要課題として位置付け、科学技術振興のための基盤整備として重点的に取り組む。

【国立大学等施設緊急整備5か年計画】

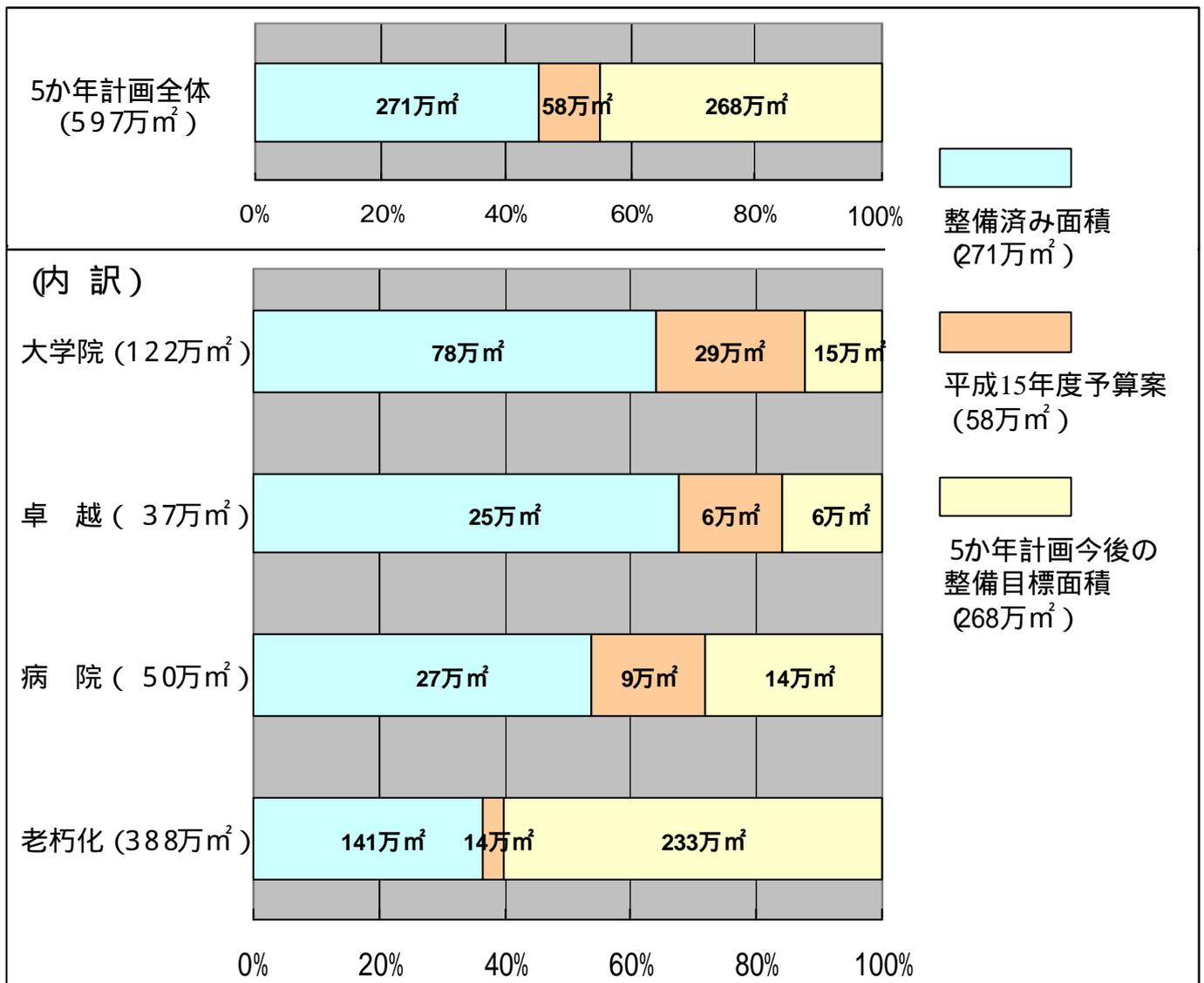


【国立大学等施設の課題】

国立大学等施設においては、経年による老朽化や機能劣化、大学院学生等の飛躍的な増加等による狭隘化が進むなど、その対応が喫緊の課題。

今後整備が必要な面積
約1,100万㎡

国立大学等施設緊急整備 5か年計画」の進捗状況

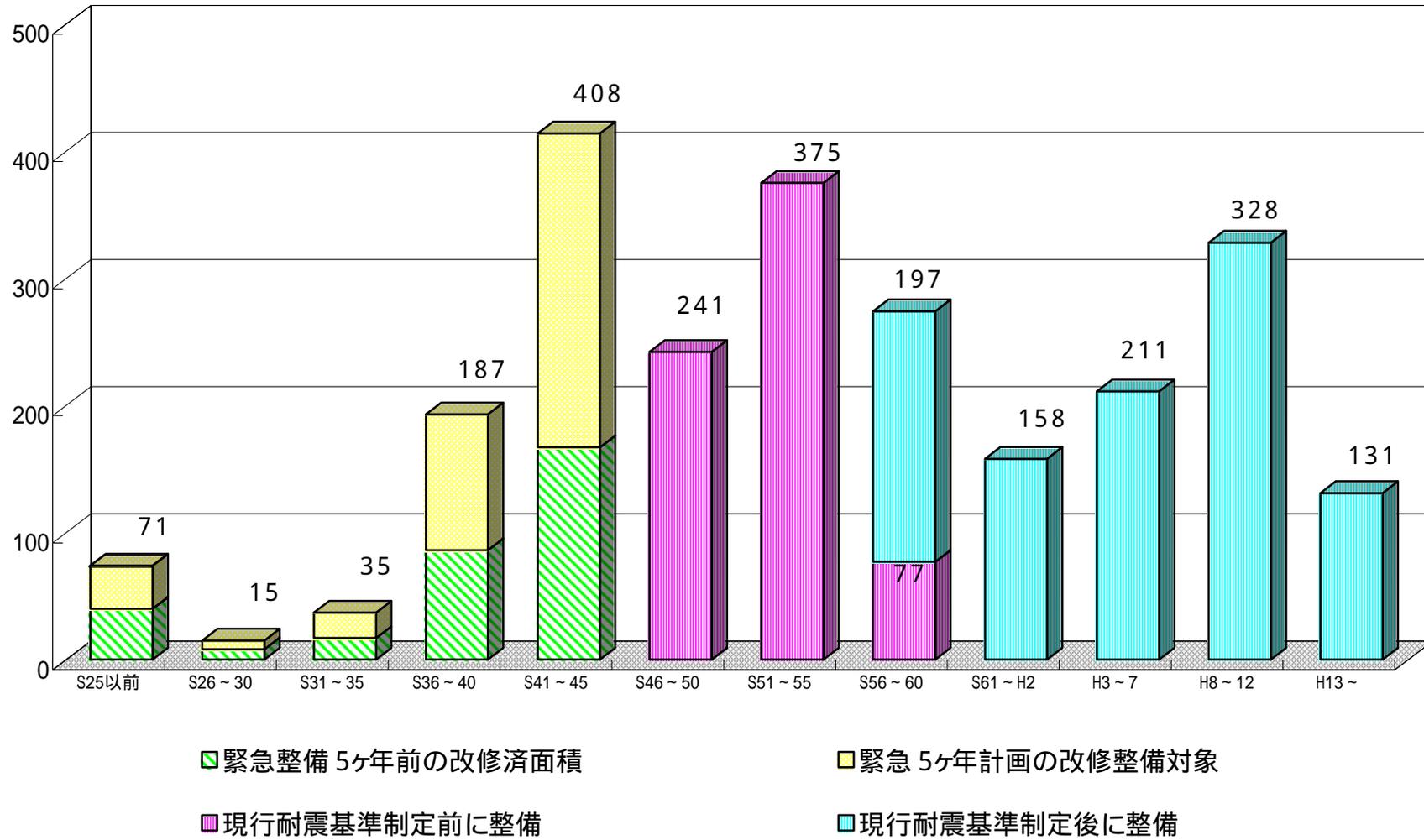


PF事業 (平成15年度着手)を含む

参考資料 4

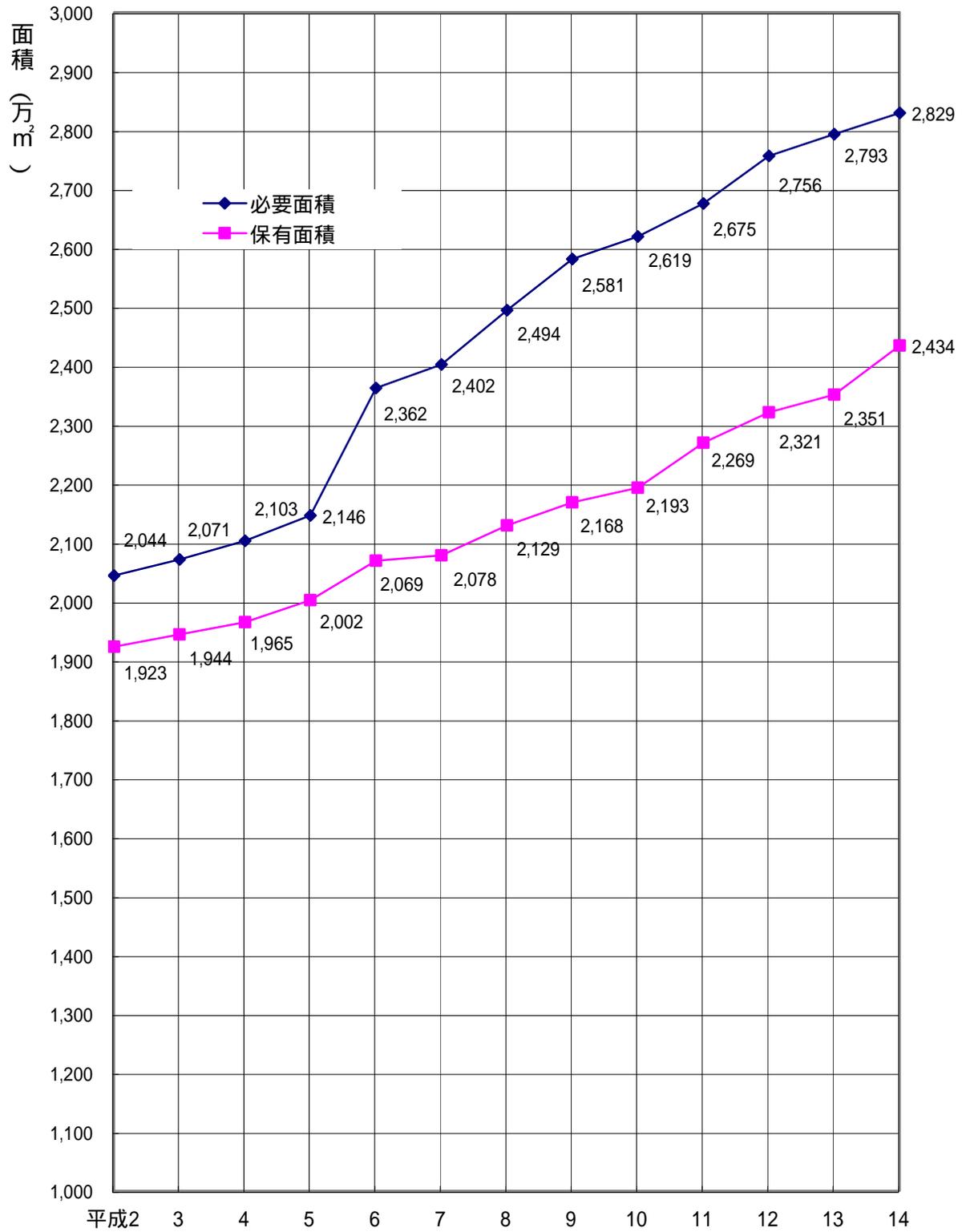
国立大学等施設の建築年別保有面積

平成14年5月1日現在



参考資料 5

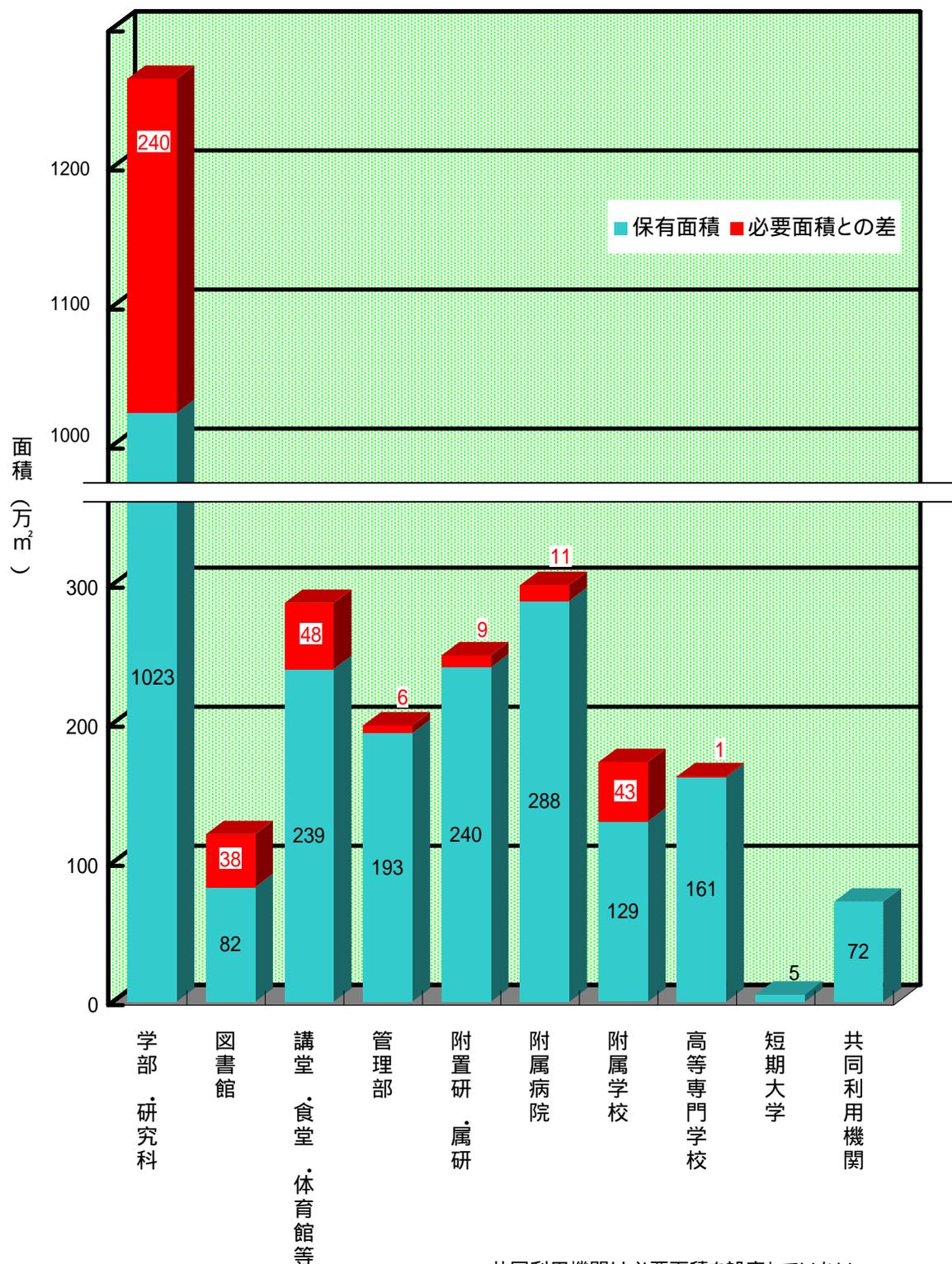
国立大学等施設における必要面積及び保有面積の推移



参考資料6

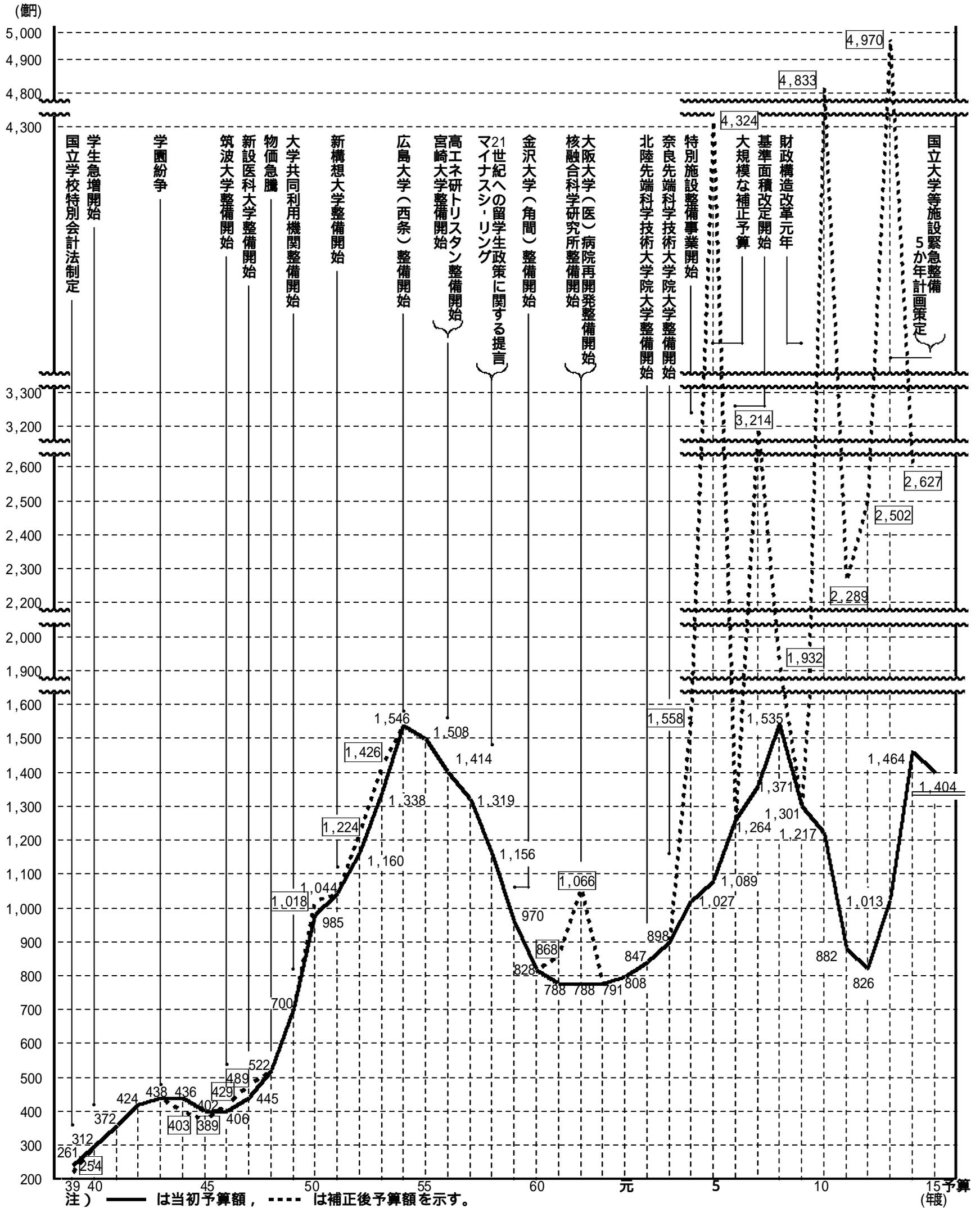
国立大学等施設に必要な面積

平成14年5月1日現在



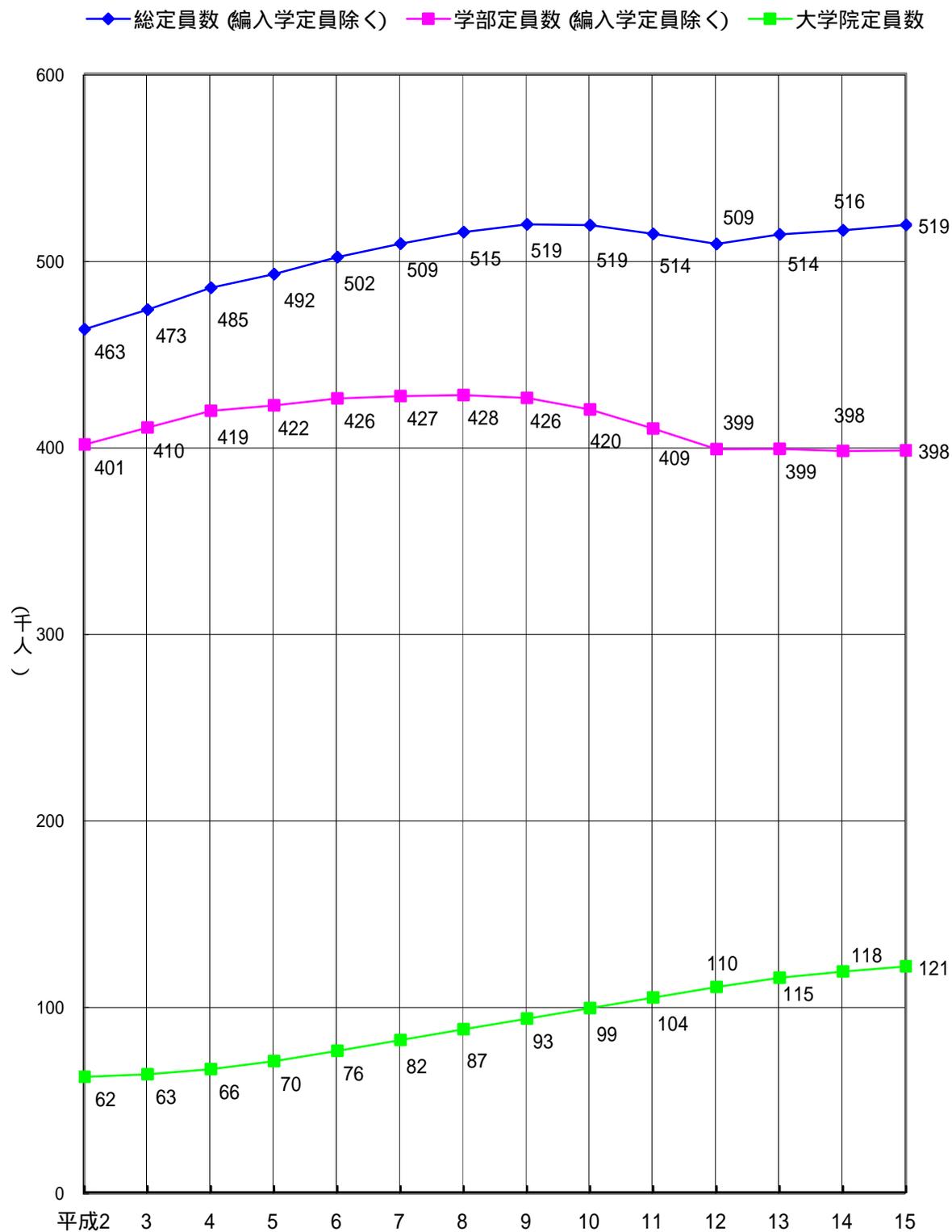
共同利用機関は必要面積を設定していない。

国立学校文教施設整備費予算額の推移



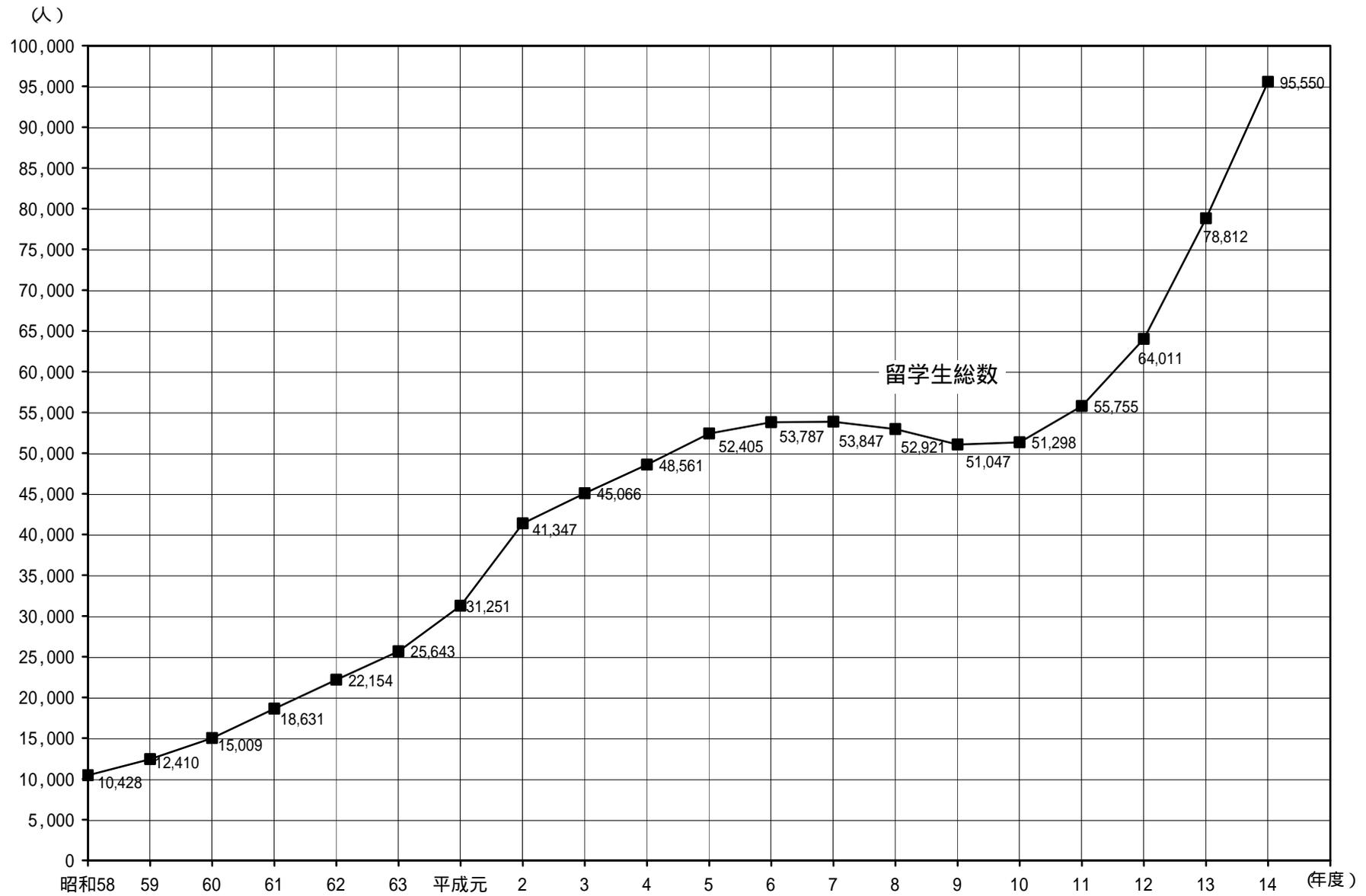
参考資料 8

国立大学における学生定員の推移

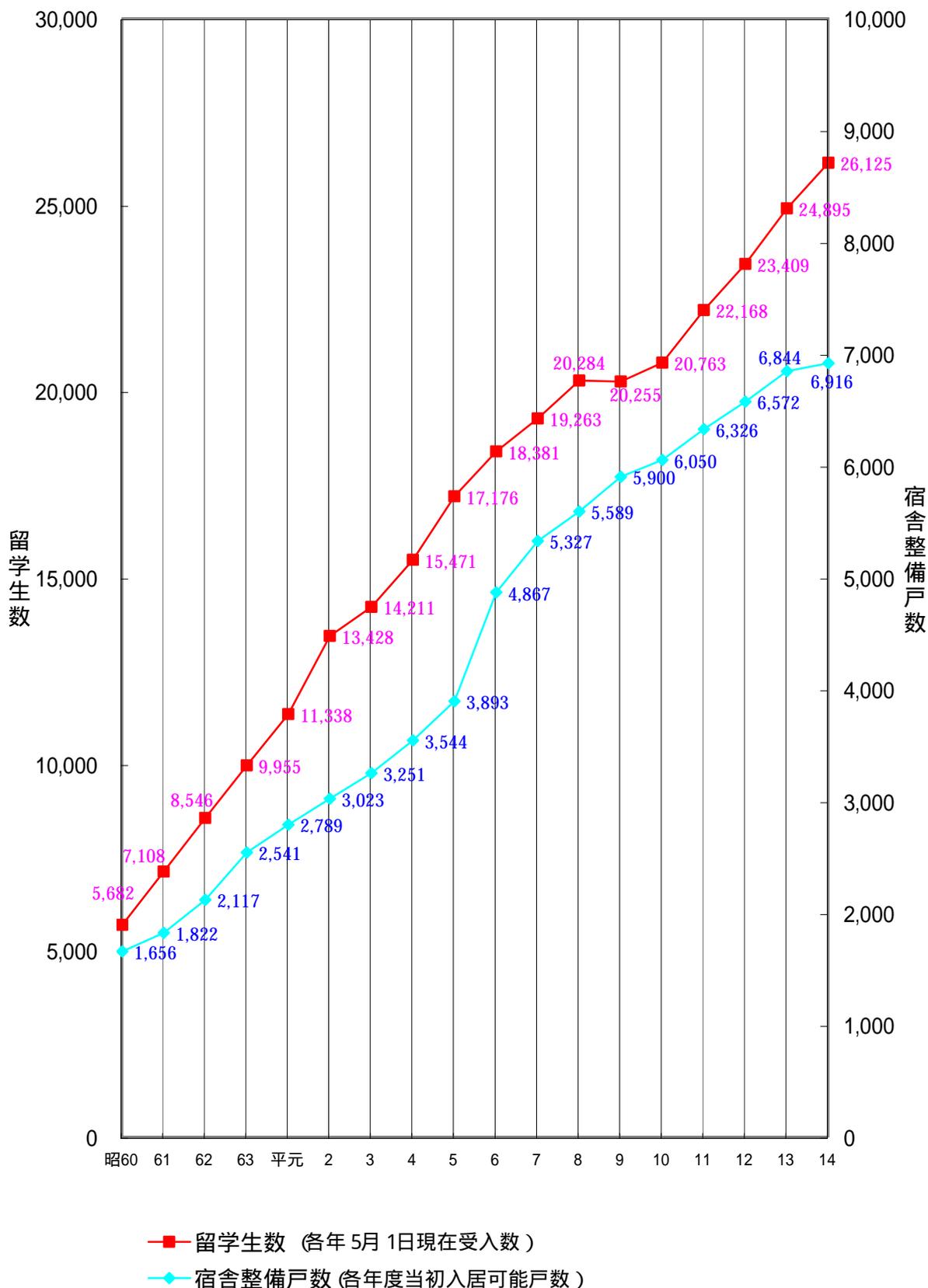


参考資料 9

留学生数の推移（各年5月1日現在）



国立大学における留学生宿舍の整備状況



参考資料 1 1

競争的資金による雇用者数 / 文部科学省所管、事業別（ポストドクター）

（単位：人）

	科学研究費 補助金	科学技術振興 調整費	独創的革新 技術開発研究 提案公募制度	未来開拓学術 研究費補助金	大 学 発 ベンチャー 創出支援制度	戦略的創造研究推進事業			計
						戦略的基盤 研究推進事業	基礎的研究 発展推進事業	若手個人研究 推 進 事 業	
平成 1 3 年度	95	205	5	290	-	456	9	115	1,175
平成 1 4 年度()	495	294	17	193	4	808			1,811 (54.1%増)

平成 1 4 年 1 1 月に調査した時点での平成 1 4 年度雇用者数の見込みである。

国立大学等における外国人研究者の受入れについて

（単位：人）

	平成 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度
国 立 大 学	9,184	11,508	12,008	13,495	14,894	15,317	15,631	16,189	16,464	17,057
国 立 短 期 大 学	-	-	-			4	10	16	7	13
大学共同利用機関	1,800	1,568	1,470	1,790	1,644	1,740	1,735	1,846	2,129	2,079
合 計	10,984	13,076	13,478	15,285	16,538	17,061	17,376	18,051	18,600	19,149

備考 国立短期大学は平成 7 年度より調査を開始しているが、平成 7・8 年度データは国立大学欄に含まれる。

文部科学省「国際研究者交流状況調査」

産学連携の推進に関する国立大学等の施設整備

地域共同研究センター（昭和62年～63大学で施設整備 約97,500㎡）

産学官による共同研究の実施、技術相談、技術指導等、大学等と地元産業界等との研究協力を推進する中枢的施設。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

（平成7年～45大学で施設整備 約89,200㎡）

若手研究者を擁する大学院の知的活力を最大限に活用し、ベンチャービジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の養成を行う施設。

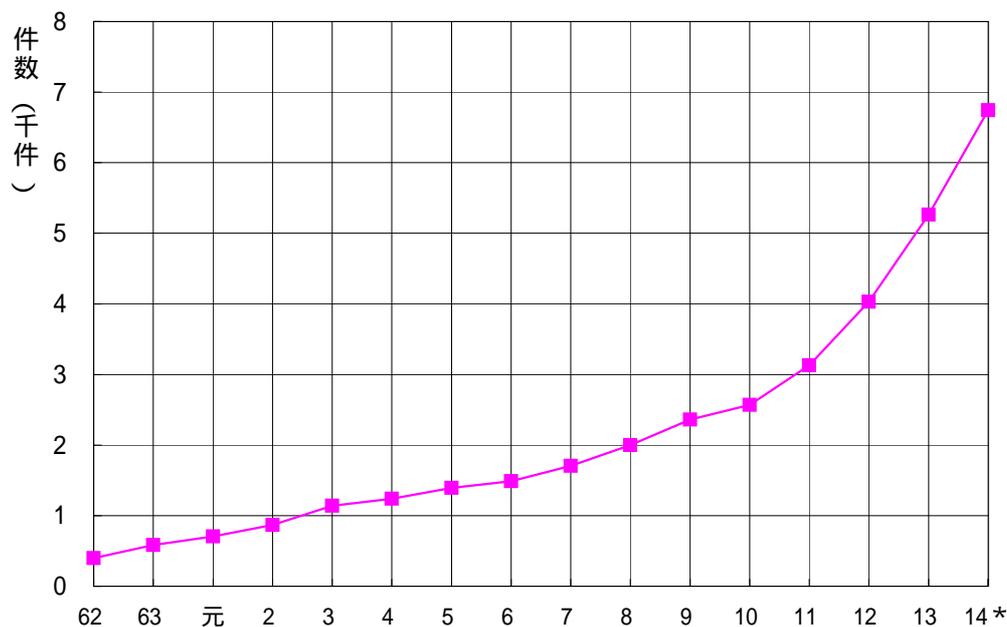
インキュベーション施設（平成13年～23大学で施設整備 約28,400㎡）

国立大学の研究成果や人的資源を活用してベンチャー企業を計画する者による起業化までの実用化研究、又はその設置後間もない株式公開前のベンチャー企業の実用化研究の支援を行う施設。

地域共同テクノセンター（平成10年～23高専で施設整備 約18,900㎡）

産学による共同研究、受託研究、技術相談、技術指導、技術者の再教育等、中小企業を中心とした地元産業界との研究協力を強化し、高等専門学校の教育研究機能の向上と地域経済の活性化を推進する拠点的施設。

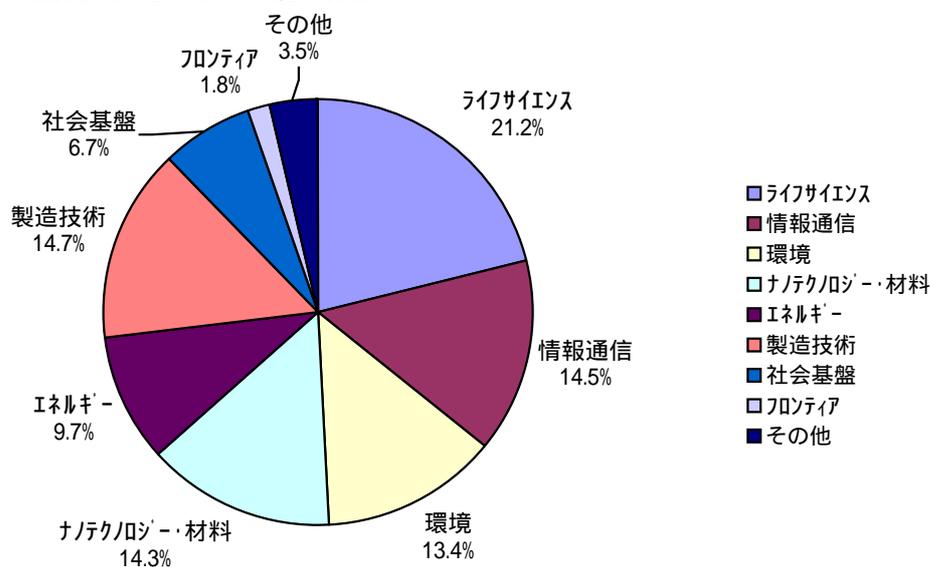
企業等との共同研究の実施件数等



年数	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14*
件数	396	583	705	869	1,139	1,241	1,392	1,488	1,704	2,001	2,362	2,568	3,129	4,029	5,266	6,743

* 速報値

平成13年度分類別件数の構成比



参考資料 1 4

地方財政再建促進特別措置法施行令の改正について

1 . 地財特法について

地方財政再建促進特別措置法（以下「地財特法」という。）第 2 4 条第 2 項では、地方公共団体は、国等に対して「寄付金等」を支出してはならないこととされている。（財産の交換の場合等の例外規定あり。）

2 . 地財特法施行令の改正の内容

平成 1 4 年 1 1 月 1 日の地財特法施行令の改正によって、次の要件を満たす場合について、地方公共団体から国立大学等への支出を可能とすることとなった。

対象機関 国立大学、総務省令で定める独立行政法人

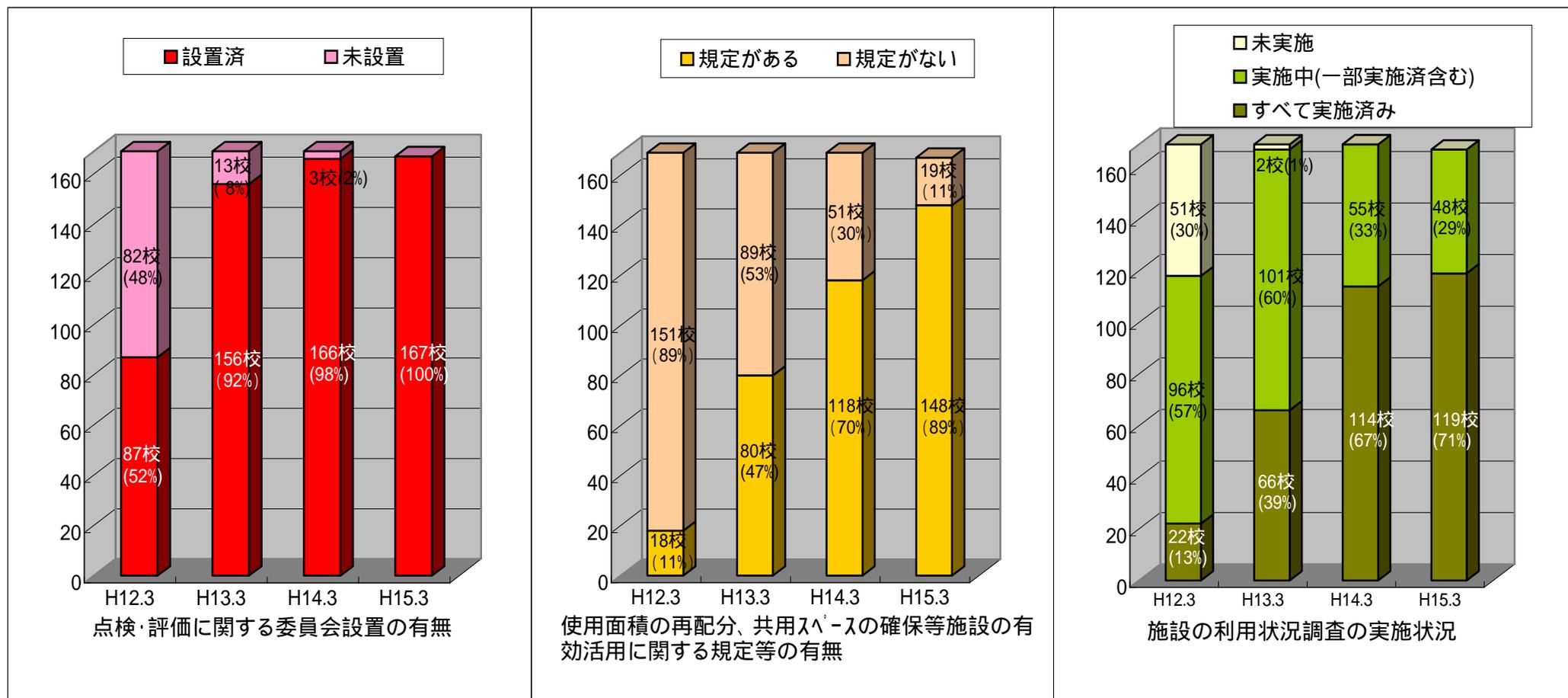
対象事業 科学技術に関する研究もしくは開発またはその成果の普及

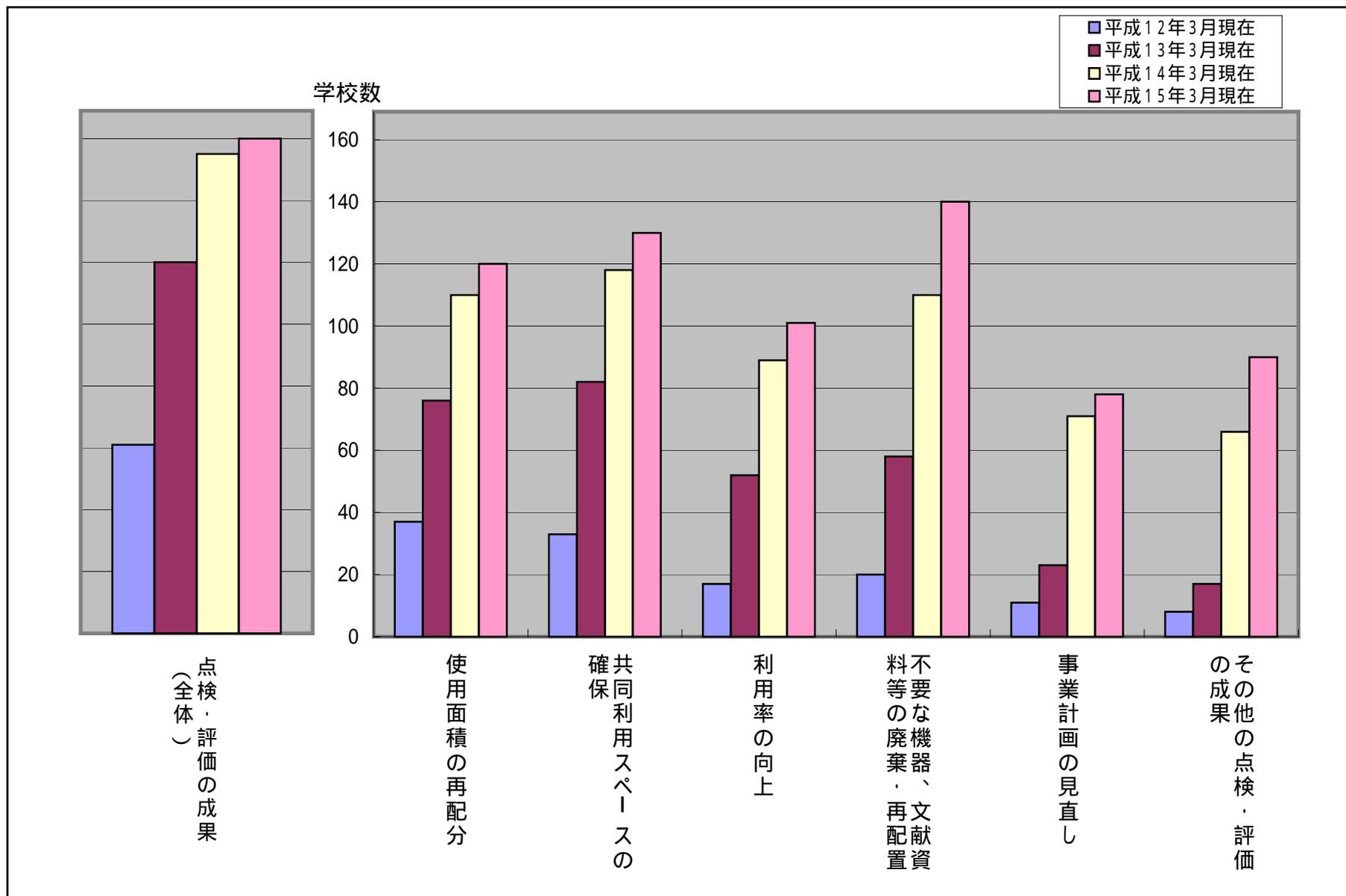
条件等 地方公共団体の要請に基づくこと。
地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものであるもの。
地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの。

負担範囲 研究開発等の実施に要する経費
通常行われる研究開発等と認められる部分を除く

施設の点検・評価に関する取組状況

国立大学(短大含む)99校, 高等専門学校54校, 大学共同利用機関14校
計 167校





参考資料 1 7

寄附による施設整備の実績一覧 [平成10～14年度]

年度	大学等名	事業名	構造階	面積 (㎡)	金額 (千円)	寄附者
10	九州工業大学 一橋大学 筑波大学	学外研修施設 (小平)創立125周年記念館 創立50周年記念会館	W2	305	60,900	(社)明専会 (社)如水会 筑波大学附属駒場若葉会
			R1	2,960	1,000,000	
			RS1	317	65,000	
	小計	3件		3,582	1,125,900	
11	千葉大学 東京大学 東京大学 東京大学	閉鎖型植物生産研究棟 農学部21世紀館 医学部研究実験棟(一部寄付) 白金ホール	S1	505	614,000	(株)テクノバ (株)一条工務店 東京大学医学部鉄門倶楽部 東京大学医科学研究所(伝染病研究所)創立100周年記念事業後援会 エイ・エフ・エフ(株)他6社
			W1	1,311	400,000	
			R14-1	1,091	500,000	
			S2	624	210,000	
	東北大学 佐賀大学	未来情報社会研究館 菱の実会館	S6-1	6,226	4,230,000	佐賀大学創立50周年記念事業会
			R2	582	177,840	
小計	6件		10,339	6,131,840		
12	神戸大学 神戸大学 神戸大学 名古屋大学 東京大学	山口誓子記念会館 留学生センター・神大会館 (楠)医学部50周年会館 アジア法政情報交流センター 合同ラボ	W1	149	100,000	末永山彦寄付 神戸大学学友会 医学部50周年記念 法学部50周年記念 大塚製薬(株)
			R3	2,443	900,000	
			R1	600	222,150	
			R2	325	97,220	
			S3	1,995	300,000	
	小計	5件		5,512	1,619,370	
13	九州大学 北海道大学 浜松医科大学 北海道大学	国際研究交流プラザ 遠友学舎 探索の臨床研究施設 ファミリーハウス	R3	2,382	1,250,000	創立80周年記念事業 創基125周年記念事業 浜松朴ノクス 北海道電力(株)
			R1	610	144,900	
			R2	518	155,000	
			S2	529	135,000	
	小計	4件		4,039	1,684,900	
14	東北大学 東北大学 東京大学 東京農工大学 福井大学 京都大学 大阪大学 広島大学 愛媛大学 愛媛大学 九州大学 琉球大学	医学部星陵地区サウナ棟再建 未来科学技術共同研究センターエレベーター設置 薬学部教育研究棟(寄附講座) 創立50周年記念事業 創立50周年記念事業 福井謙一記念研究センター 漕艇部合宿所寄附事業 50周年記念会事業 環境産業研究施設(三浦記念館) 医学部総合研修棟 医学部創立100周年記念事業 50周年記念会館	S2	535	50,400	東北大学星陵同窓会 (財)国際科学振興財団 日本製薬工業協会、武田薬品工業(株) 東京農工大学創立50周年記念事業後援募金会 福井大学創立50周年記念事業後援会 (財)基礎科学研究所 大阪大学漕艇部後援会 50周年記念事業後援会 三浦工業(株) 奨学寄付金 九州大学医学部創立100周年記念事業後援会 (財)琉球大学後援財団
			S7	194	76,335	
			S2	263	48,930	
			R1	120	36,981	
			R2	597	164,640	
			R3	2,516	271,768	
			W2	284	39,081	
			R3-1	3,548	1,257,553	
			S3	1,958	478,388	
			S2	499	72,188	
			R2	3,062	798,000	
			R2	300	74,067	
			小計	12件		

(附属資料)

今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究について

平成14年11月21日
官 房 長 決 定
平成15年3月31日一部改定

1 . 趣旨

近年，国立大学では大学改革により教育研究体制が大きく変化しており，これに対応した施設の整備が求められている。また，科学技術基本計画において国立大学の老朽化，狭隘化した施設の計画的解消等が盛り込まれている。一方，現在，国立大学の法人化に向けた検討が進められている。

厳しい財政状況の下，このような課題に適切に対応するためには，今後の国立大学等施設の整備に関する基本的な考え方を取りまとめる必要がある。このため，多角的な観点から調査研究を行う。

2 . 調査研究事項

- (1) 今後の国立大学等施設整備の推進方策について
- (2) 今後の国立大学等施設の管理運営について
- (3) その他

3 . 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て，2に掲げる事項について調査研究を行う。なお，必要に応じて，専門部会を設置するとともに，その他の関係者の協力を求めることができる。

4 . 実施期間

平成14年11月21日から平成15年3月31日までとする。

5 . その他

この調査研究に関する庶務は，関係各課の協力を得て大臣官房文教施設部計画課整備計画室において行う。

別紙

今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者名簿

(五十音順)

	在塚 礼子	埼玉大学教育学部教授
	池端 雪浦	東京外国語大学長
	石 弘光	一橋大学長
	大崎 仁	国立学校財務センター所長
	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
	岸田 省吾	東京大学工学系研究科助教授
(主査)	木村 孟	大学評価・学位授与機構長
	小松 幸夫	早稲田大学理工学部教授
	白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
	鳥井 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授
	中塚 勝人	東北大学副総長
	西川 恵子	千葉大学大学院自然科学研究科教授
	林 勝彦	NHKエンタープライズ21 エグゼクティブプロデューサー
	孫福 弘	慶應義塾大学総合政策学部教授
	山本 清	国立学校財務センター教授
	吉川 弘之	独立行政法人産業技術総合研究所理事長
	吉田 和男	京都大学経済学研究科教授

今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議開催経過

回	開催日	概要
第1回	平成14年11月29日	趣旨説明及び自由討議
第2回	平成15年2月7日	個別ヒアリングの結果及び 報告書の構成イメージについて
第3回	平成15年3月10日	報告書の骨子(案)について
第4回	平成15年5月2日	報告書(案)について
第5回	平成15年5月29日	報告書(案)について